

# 「生命保険法令」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

## 生命保険法令

### ● 仏暦二五三五年・生命保険法令

[仏暦二五五一年・生命保険法令（第二版）を織り込んで訳出。今回改正・増補された条項は\*印が付してあります]

(前文省略)

#### 第一条

本法令を「仏暦二五三五年・生命保険法令」と呼ぶ。

#### 第二条

本法令は官報公示日の翌日より施行する。[注／仏暦二五五一年改正法の施行日は二〇〇八年二月二日]

#### 第三条

仏暦二五一〇年・生命保険法令を廃止する。

#### 第四条

本法令は貯蓄銀行法に基づく貯蓄銀行の生命保険事業には適用しない。

#### 第五条

本法令において、

\*「会社（ポリサット）」とは、本法令に基づき生命保険事業の営業許可書を取得した公開株式会社を意味すると共に、本法令に基づき王国内での生命保険事業の営業許可書を取得した外国生命保険会社の支店も意味する。

「生命保険事業の営業（ガーンプラコーブ・トゥラキット・プラカンチヴィット）」とは、再保険事業の営業も意味する。

「生命保険エージェント（トゥアテン・プラカンチヴィット）」とは、会社との生命保険契約を交わすよう会社が勧誘を委託した者を意味する。

「生命保険ブローカー（ナイナー・プラカンチヴィット）」とは、報酬目的に会社との生命保険契約を結ぶよう案内または管理する者を意味する。

\*「委員会（カナカマカーン）」とは、保険事業監督振興委員会を意味する。

\*「基金（ゴントウン）」とは、生命保険基金を意味する。

「係官（パナックガーンチャオナーティ）」とは、本法令に基づく執行のために大臣が任命し

た者を意味する。

\*「登記官（ナーイタビヤン）」とは、保険事業監督振興委員会事務局長もしくは保険事業監督振興委員会事務局長が委任した者を意味する。

「大臣（ラッタモントリー）」とは、本法令の主務大臣を意味する。

#### \* 第六条

財務大臣を本法令の主務大臣とし、係官を任命する、本法令末尾リストのレートを上回らない範囲で手数料を規定する省令、本法令に基づく執行のためのその他事業を定める省令、及び本法令の規定に基づく布告を制定する権限を有する。

省令及び布告は官報で公示した時に施行することができる。

### 第一章

#### 会社

#### \* 第七条

生命保険事業は、公開株式会社法に基づく公開株式会社の形で設立され、内閣の認可により大臣から生命保険事業の営業許可書を取得した時、これをなすことができる。

第一段に基づく生命保険事業の営業許可書申請は、会社設立発起人が大臣に許可書を申請し、大臣が内閣の認可により生命保険事業の営業を許可した後、会社設立発起人は公開株式会社設立登記をなし、公開株式会社設立登記日から六か月以内に第二〇条に基づく営業保証金（ラックサップ・プラカン）を預託し、第二七条に基づく自己資本を保持する。

大臣は許可書申請人が第二段に定めた手続きをなしたと判断した時、設立された公開株式会社に許可書を発行する。

公開株式会社が定められた期間内に営業保証金を預託できない、もしくは自己資本を保持できない場合、生命保険事業の営業許可は失効したとみなす。

許可申請及び許可は省令で定めた原則、方法及び要件に従い、許可において大臣は要件を定めることもできる。

#### 第八条

外国生命保険会社は内閣の認可により大臣から許可書を取得した時、本法令に基づく生命保険事業の営業のために会社の支店を設立することができる。ここに大臣は要件を付して許可することもできる。

第一段に基づく外国生命保険会社の支店設立による生命保険事業の営業許可書の申請及び発行は、省令で定めた原則及び方法に従う。

生命保険事業の営業許可書を取得した外国生命保険会社の支店は、大臣が布告規定した数量、種類、方法及び要件に基づきタイ国内に資産を保持しなければならない。大臣が定める資産量は

第二七条に基づき会社が保持しなければならない自己資本額を下回ってはならない。

大臣は会社が第二〇条に基づき営業保証金を預託し、第三段に基づきタイ国内で資産を保持した時、第一段の内容に基づき許可書を発行する。

外国生命保険会社の支店である会社はどこであっても支店を開設することはできない。

支店はその名称に関わらず、会社の本店から分離し、直接または間接的に会社から費用を受け取る事務所も意味するが、会社の事業に係るデータ処理ユニット、書類保管所、研修所の設置場所としての使用が登記官から承認を受けた場所は意味しない。

#### \* 第九条

会社の普通株式及び優先株式は記名式でなければならず、登記価額は一株につき一〇〇バーツを超えない。

第一段に基づき優先株式の発行は公開株式会社法に従う。ここに、登記官は保険契約者の利益を保護するために、公開株式会社法に反しないように原則、方法及び要件を定めることができる。

#### \* 第一〇条

会社は全取締役数の四分の三以上のタイ国籍を有する取締役を有していなければならず、(一) または (二)、もしくは (一) 及び (二) に基づく者が合わせて、全ての投票権を有し、かつ売却可能な株式数の七五%超を有していなければならない。

(一) タイ国籍を有する自然人、またはパートナーが全てタイ国籍者の普通パートナーシップ。

(二) タイで登記した法人で、かつ以下の形態にある者。

(a) (一) に基づく者が全ての投票権を有し、かつ売却可能な株式数の五〇%超を保有している。

(b) (一) に基づく者もしくは (二) (a) に基づく法人、または (一) に基づく者及び (二) (a) に基づく法人が全ての投票権を有し、かつ売却可能な株式数の五〇%超を保有している。

相当と判断した場合、委員会は、タイ国籍を有していない者が、全ての投票権を有し、かつ売却可能な株式数の四九%まで保有し、タイ国籍を有していない取締役について全取締役数の四分の一超、二分の一未満まで許可することができる。ここに許可審査に当たって第一段に基づく者の株式保有原則を準用する。

会社が保険契約者または公衆に損害を及ぼす事由となるようなポジションにある、もしくは業務形態にある場合、大臣は委員会の助言により、会社が第二段に定めたところと違った株主または取締役を有するよう緩和する権限を有する。その緩和にあたっては原則または要件を定めることもできる。

#### 第一一条

いずれかの者がある会社の株式を得て、その取得が株式数または株主数における第一〇条への違反、第一二条への不遵守の事由となる場合、その者は超過分の保有をもってその会社に対し主

張することはできず、会社は配当その他の報酬金をその者に支払うこと、またはその者が超過分の株式数に基づき株主総会で投票することはできない。

#### 第一二条

第一〇条及び第一一条に基づく遂行に資するため、会社は毎回の株主総会の三か月以上前に株主名簿を点検し、登記官が定めた期間内及び事項に従って点検結果を報告する。第一〇条に違反して株主が保有する株式数があることを見つけた場合、会社はその者に発見日から一五日以内に通知し、その者は通知を受けた日から一か月以内に是正する。

#### 第一三条

第九条、第一〇条、第一一条及び第一二条の規定は、第八条に基づく外国生命保険会社の支店である会社には適用しない。

#### \*第一四条

会社の全部または一部の事業の譲渡もしくは譲受、または合併は、会社どうしでのみ、これをなすことができる。

会社が第一段に基づく全部または一部の事業の譲渡または譲受もしくは合併を望む場合、当該会社の取締役会は手続きの詳細を示すプロジェクトを作成し、委員会に提出する。ここに承認にあたって委員会は、保険契約者の利益保護のため、もしくは会社の事業運営の堅固性のために、相当との判断に基づき何らかの要件を定めることもできる。

#### \*第一四／一条

全部または一部の事業譲渡は、第一四条第二段に基づき委員会の承認を受けた時にこれをなすことができる。ここに、事業譲渡における請求権の譲渡は、民商法典の第三〇六条に基づいて債務者に譲渡を通告する必要はないが、民商法典の第三〇八条に基づき債務者が対抗する権利には影響を及ぼさない。

会社の全事業の譲渡である場合、譲渡する会社と譲り受ける会社が第一四条第二段に基づき委員会が定めた要件に従った時に譲渡が効力を有するものとみなし、その譲渡する会社に交付された生命保険事業の営業許可書は廃止となる。

#### \*第一四／二条

会社の合併は公開株式会社法に従う。

第一段に基づく会社合併は、委員会が第一四条第二段に基づき定めた要件に合併する会社に従った時に効力を有し、合併会社は第七条第一段に基づき生命保険事業の営業許可を得たものとみなす。

会社合併の登記があり、第二〇条に基づき営業保証金を預託し、第二七条に基づき自己資本を

保持した時、大臣は合併会社に許可書を交付し、元の会社に交付された生命保険事業の営業許可書は廃止となる。

**\*第一四／三条**

会社の事業の、別の会社への全部もしくは一部の譲渡、または会社の合併は、民商法典の第三〇五条に基づき譲受人に帰する抵当権、質権または保証により生じる権利ではない他の担保を有する資産譲渡がある場合、その他の担保は事業を譲り受ける会社または合併会社に帰する。

**\*第一五条**

生命保険事業の営業許可書の手数料のほかに、会社は許可書の交付年を除き毎年、生命保険事業の営業に対する年次手数料を支払わなければならない。

暦年末日から三か月以内に年次手数料を支払わなかった会社に対して、手数料を正しく、全て支払うまで、登記官は事業拡張禁止を命じる。手数料を正しく、全て支払った時、登記官は事業拡張禁止命令を取り消す。

本条に資するため、第二段に基づく事業拡張である場合には、第二七／六条第二段の規定、及び第九四／一条で規定された第二七／六条第二段への違反についての罰則規定を準用する。

**\*第一六条（廃止）**

**\*第一七条**

支店を開設する、本店または支店を移転する、もしくは支店を廃止する第七条に基づく会社は、登記官から認可を得なければならず、第八条第六段の規定を準用する。 許可申請及び許可は委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

**\*第一八条**

生命保険事業の営業許可書を取得した者を除き、いずれかの者と生命保険契約を結んで保険者となることを禁じる。

本法令に基づき使用する権利のない者が会社の保険証券を使用することを禁じる。

**第一九条**

以下の者を除き、「生命保険」または同じ意味のその他の語句を事業において使用する、もしくは掲示することを禁じる。

(一) 会社。

(二) 会員の多くが会社である協会、もしくは会員の多くが会社の従業員または被雇用者である協会。

(三) 会員の多くが生命保険エージェントまたは生命保険ブローカーである協会。

(四) 使用者協会、もしくは組合員の多くが会社の従業員または被雇用者である労働組合。

(五) 自己の生命保険エージェントまたは生命保険ブローカーとしての事業で名を掲げるために使用する生命保険エージェントまたは生命保険ブローカー。

(六) その教育機関の名称を掲げるために使用する生命保険学教育機関または生命保険に係るその他の機関。

(七) (一) (二) (三) (四) 及び (六) に基づく会社、協会、労働組合、生命保険学教育機関または生命保険に係るその他の機関の取締役、従業員、被雇用者、会員または地位、職位または職務を有する者で、当該会社、協会、労働組合または機関の取締役、従業員、被雇用者、会員または地位、職位または職務を有する者であることを示すために使用する者。

(五) に基づく生命保険エージェントまたは生命保険ブローカーの事業における名称の使用または掲示は、登記官が布告規定した原則、方法及び要件に従わなければならない。

## 第二〇条

会社は省令で定めた額を有する営業保証金として、登記官に預託する会社の資産を有していなければならない。

登記官に預託しなければならない会社の資産は、現金、タイ政府債、もしくは大臣が布告規定したところに基づくその他の資産とする。

会社は第一段及び第二段の規定下に、預託した資産の変更を求めることができる。

## 第二一条

会社の営業保証金が第二〇条に基づき出された省令に定めた額を下回るようになった場合、登記官はその会社に対し、命令を受けた日から二か月以内に、定められた額に達するまで営業保証金を積み増すよう命じる。

## 第二二条

会社の営業保証金が第二〇条に基づき出された省令に定めた額を上回るようになった場合、増額を証明できる会社の申請に基づき、登記官はその増額分について営業保証金を引き取るよう命じる権限を有する。

## \* 第二三条

会社は義務を有する保険証券について保険準備金（グンサムローン・プラカンパイ）及び委員会が布告規定したところに基づくその他準備金として保険料を配分する。

第一段に基づく準備金は現金、タイ政府債またはその他の資産とする。ここに委員会が布告規定した原則、方法、要件及び割合に従う。

## \* 第二四条

委員会は、第二三条に基づく準備金の二五%以下の額で、会社が第二三条に基づく準備金を登

記官に預託するよう定める権限を有する。

第一段に基づく準備金の預託は委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従い、第二一条及び第二二条の規定を準用する。

#### 第二五条

第二〇条に基づき会社が登記官に預託した営業保証金、及び第二四条に基づき会社が登記官に預託した準備金が、法律に基づき係官に登記しなければならない財産、もしくはその財産の譲渡または取得に関係する他者への行為をなさなければならない財産である場合、登記官は通知書をもって係官またはその関係者に通知し、登記官がその財産の引き取り、または変更を通知するまで、その係官または関係者がその財産を譲渡または贈与することを禁じる。

#### 第二六条

第二〇条に基づき会社が預託した営業保証金、及び第二四条に基づき会社が登記官に預託した第二三条に基づく準備金は、会社が廃業するまで強制執行における責任下に置かれない。

会社が廃業した場合、保険契約者である債権者は第二〇条に基づき営業保証金及び第二四条に基づき会社が登記官に預託した第二三条に基づく準備金として預託された財産への特別優先権を有し、その他の特別優先権債権者より前に当該財産から債務弁済を受ける権利を有する。

会社が破産した場合、保険契約者である債権者は第二〇条に基づく営業保証金及び第二四条に基づき会社が登記官に預託した第二三条に基づく準備金として預託された財産への特別優先権を有し、破産法に基づく担保を有する債権者と同位で当該財産から債務弁済を受ける権利を有する。

第二〇条に基づく営業保証金及び第二四条に基づき会社が登記官に預託した第二三条に基づく準備金として預託された財産以外の会社の財産について、保険契約者である債権者は民商法典に基づく租税額における優先権者と同位で債務弁済を受ける権利を有する。

#### \*第一／一章

自己資本及び流動性資産の維持

#### \*第二七条

委員会は自己資本の種類、並びに会社の自己資本の計算における原則、方法及び要件を布告規定する権限を有する。

会社は生命保険事業を営むに当たって常時、委員会が布告規定したレートに基づき資産、債務、義務またはリスクの割合として自己資本を保持しなければならない。

第二段に基づく自己資本保持のレート規定において、委員会は全種類もしくは種類ごとの資産、債務、義務またはリスクの規模もしくは種類に従ってこれを定めることができる。

会社が公開株式会社法に基づき自社株買いする場合、その買い戻した株式は自己資本の一部と



して数えず、委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従い自己資本から取り除く。

会社が自己資本をもって義務を生起させることを禁じる。ここに委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

**\*第二七／一条**

会社は委員会が布告規定したレートを上回るところの資産、債務、義務または第二三条に基づく準備金との割合として流動性資産を保持しなければならない。

第一段に基づく流動性資産保持のレート規定に当たって、委員会は一部種類または全種類を定めることも、もしくはいずれかのレートにおける各種別の割合を定めることもできる。

本条に基づき委員会が定める流動性資産保持レートは、当該レートを増やすのであれば施行日の六〇日以上前もって事前に告示しなければならない。

**\*第二七／二条**

流動性資産とはすなわち以下をさす。

- (一) 委員会が布告規定した原則、方法及び要件に基づく現金または銀行預金。
  - (二) タイ政府債またはタイ国銀行債。
  - (三) 財務省、タイ国銀行または金融機関再建開発基金が元利保証した社債もしくは証券。
  - (四) 委員会が布告規定した原則、方法及び要件に基づくその他の資産。
- (二) (三) 及び (四) に基づく流動性資産は拘束義務がなく、譲渡可能でなければならない。

**\*第二七／三条**

会社は資産、債務、義務及び第二三条に基づく準備金について、委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従い保険契約者または公衆からの保険料支払い受領、借り入れまたは金銭受け取りの期間との関係性をもたせるようにしなければならない。

**\*第二七／四条**

会社は生命保険契約に基づく債務及び義務のために資産を配分する。ここに委員会が布告規定した種類及び割合に従う。

会社は第二三条に基づく準備金について、第二四条に基づき登記官に預託する部分及び第一段に基づく資産を除き、委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従い金融機関に預金するか、その他の実施をする。

会社が第二段に基づく資産をもって義務の生起に使用することを禁じる。ここに委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

**\*第二七／五条**

会社は自己資本保持の報告書を作成し、登記官が布告規定した原則、方法及び要件に従い毎月、

登記官に提出する。

会社の自己資本が第二七条第二段に基づき保持しなければならない自己資本を下回る場合、会社は登記官から通知を受けた日、もしくは会計監査人または会社が検知した日から三〇日以内に自己資本ポジション是正のための計画を提出する。

第二段に基づく計画は少なくとも以下の事項から構成されていなければならない。

- (一) 十分な自己資本にまで増やすプロセス。
- (二) 計画期間中の各四半期における自己資本レベル。
- (三) 営業の種類及び事業。
- (四) 一年を超えない計画期間。

承認審査において、登記官は計画を受理した日から三〇日以内に審査し、会社に通知しなければならない。ここに承認に当たって要件または期限を定めることもできる。

登記官が計画を承認しなかった、もしくは会社が登記官の定めた要件または期限に不服の場合、会社は通知を受けた日から三〇日以内に委員会に対し不服を申し立てる権利を有し、委員会は不服申し立て受理日から六〇日以内に審査を終える。

委員会の決定は最終的なものとする。

#### \*第二七／六条

第二七／五条に基づき承認を受けた計画の実施期間中、会社は通常の営業ができるが、第二七条第二段に基づき自己資本を保持できるようになるまで事業拡大はできない。

第一段に基づく会社の事業拡大とは以下を意味する。

- (一) 新たな保険引き受け、もしくは既存保険証券の保険引き受け金額の拡大。
- (二) 会社のその他事業への投資におけるリスク増。
- (三) 既存の義務に基づく実施である場合を除く義務の増加。
- (四) 生命保険エージェントまたは生命保険ブローカーを増やす任命契約締結。
- (五) 会社の事業の譲受。

(二) に基づくリスク増、もしくは(三) に基づく義務の増加である場合、登記官が布告規定したところに従う。

#### \*第二七／七条

登記官は以下のいずれかの場合があった時、第五三条に基づく実施を検討する。

(一) 会社が期限内に第二七／五条に基づく計画を登記官に提出しない。  
(二) 会社が計画に基づく実施をしない、もしくは実施が第二七／五条に基づき承認を受けた計画に従っていない。ここに登記官が定めた要件または期限に従う。

(三) 第二七／五条に基づき提出された計画が承認を受けず、会社が定められた期間内に不服を申し立てなかった、もしくは委員会が不服申し立てを却下した。

## 第二章

### 会社の管理

#### 第二八条

会社は生命保険以外にも、大臣が布告規定した事業に限って投資することができる。ここに大臣はその事業を営むに当たって会社が従う要件を定めることができる。

#### 第二九条

会社が保険契約者に交付する保険証券は登記官が承認した形式及び内容に従っていないなければならない。ここに、保険証券の構成書類または添付書類についても同じく従っていないならない。

登記官が第一段に基づき承認した形式及び内容について、登記官が相当と判断した時、もしくは会社が要求した時、登記官はその形式または内容の一部もしくは全部の変更、改定増補を命じることができる。

登記官が第一段または第二段に基づき承認した形式または内容と異なる保険証券を会社が発行した場合、保険証券に基づく保険契約者または保険金受取人は、会社が交付したその保険証券の形式または内容に基づき、もしくは登記官が承認した形式または内容に基づき会社が債務弁済の責に任じるよう選択する権利を有する。保険証券に基づく保険契約者または保険金受取人が当該権利を行使したとしても、会社が本法令に規定された違反行為の免責事由とはならない。

登記官が第一段または第二段に基づき承認しなかった形式または内容を使って会社が保険証券を交付した場合、保険契約者は会社がその保険証券に基づく責に任じるか、その生命保険契約を打ち切り、会社に支払った全ての保険料を返還させるか選択できる。保険契約者が当該権利を行使したとしても、会社が本法令に規定された違反行為の免責事由とはならない。

#### 第三〇条

会社が定めた保険料レートは登記官から承認を受けなければならない。

登記官が承認した保険料レートについて、登記官が相当と判断した時、もしくは会社が要求した時、登記官はそのレートの変更を命じることができる。新たなレートへの変更は登記官がすでに承認していた保険料レートが規定された保険証券に影響を及ぼさない。

#### \*第三〇／一条

広告内容または写真、または勧誘書は保険証券の一部であるものとみなす。いずれかの内容または写真が保険証券の内容と相反する場合、保険証券に基づく保険契約者または保険金受取人に有利な方向で解釈する。

生命保険エージェントまたは生命保険ブローカーが会社から承認を受けていない広告内容または写真、もしくは勧誘書を使って生命保険契約を勧誘することを禁じる。

### 第三一条

会社が保険契約者または保険金受取人に外貨による金額を示して保険証券を交付することを禁じる。

### 第三二条

株主への配当金支払いに資するための会社の利益結果の計算においては、会社は登記官から承認を得なければならない。

### 第三三条

会社が以下の行為をなすことを禁じる。

(一) 損害保険事業の営業

(二) 大臣の承認により登記官から文面で許可を得ていない減資。

(三) 銀行、ファイナンス会社または金融証券会社以外への預金。

(四) 会社の事務所以外の場所での現金保管。

(五) 事業または何らかの行為によるブローカー料もしくは功労金とするための、会社の取締役、マネージャー、顧問、従業員または被雇用者に対する金銭あるいはその他資産の支払い。ただし通常支払われる報酬、月給、ボーナスまたはその他の金銭はその限りではない。

(六) 生命保険エージェントまたは生命保険ブローカーに対する通常支払われる賃金または報奨金以外の金銭またはその他資産の支払い。

(七) いずれかの者への会社に対する仕事についてのブローカー料または報酬としての金銭またはその他資産の事前支払い。

(八) 会社の生命保険エージェントまたは生命保険ブローカーではない生命保険契約締結支援者への報奨金支払い。

(九) 以下を除く不動産の購入または保有。

(a) 会社の営業所として使用するため、もしくは従業員または被雇用者の相当の福祉のために使用するため。

(b) 第二八条に基づき大臣が布告規定したその他事業投資にあたって使用するため。

(c) 債務返済を受け、もしくは抵当権実行により会社が得た不動産である。

(a) または (b) に基づく不動産購入または保有、もしくは (c) に基づく債務弁済による不動産取得は登記官から文面で許可を得なければならない。登記官は許可において何らかの要件を定めることもできる。

(一〇) 保険証券に定められた以上の保険証券に基づく保険契約者または保険金受取人に対する特別な利益提供。

(一一) 保険契約者が支払わなければならない金額を下回る保険料支払いの受取。

(一二) 生命保険エージェント、生命保険ブローカー、もしくは金銭受け取りに係る任務を有

する会社の従業員ではない者を保険料受取人にする、あるいは委託する。

(一三) 会社を拘束する権限を有する取締役の署名のない、及び登記した社印のない保険証券を発行する。あるいは生命保険事業の営業許可書に示された外国生命保険会社の支店長の署名のない、及びもしあればその社印のない保険証券を発行する。

(一四) 会社または会社の生命保険事業に係る虚偽の、もしくは事実を上回る勧誘広告。

(一五) 会社の生命保険エージェント以外の者を立て、または委任して、人に会社との生命保険契約を結ぶよう勧誘、もしくは管理させる。

\* (一六) 登記官が定めた額を上回る不動産または動産の会社取締役への販売もしくは贈与、あるいは会社取締役からの資産購入。ここに委員会が布告規定した会社取締役の関係者も含める。ただし会社取締役会の同意と登記官の承認を得た場合はその限りではない。

#### \* 第三四条

以下の場合、会社は第三三条(九)に基づき会社のものとなった不動産を売却しなければならない。

(一) 第三三条(九)(a) または (b) に基づく、営業所として使用するため、もしくは会社の従業員または被雇用者の福祉のため、あるいはその他事業投資に使用するため会社が保有していたが、使用していなかった不動産であれば、使用を止めた日から五年以内に売却する。

(二) 第三三条(九)(c) に基づく債務弁済を受けたことにより、もしくは抵当権実行により会社が得た不動産は、取得日から五年以内に売却する。ただし第三三条(九)(a) または (b) に基づく事業で使用するために登記官から保有を許可された場合はその限りではない。

登記官は(一) 及び(二) に基づく期間について、委員会が布告規定した期間に基づき延長することができる。ここに登記官は期間延長にあたって要件を定めることもできる。

#### \* 第三五条

取締役、マネージャーまたは会社に代わって行為する権限を有する者、会社顧問は、学士レベル以上の学歴を有するか、生命保険に係る業務経験を有し、かつ以下の禁止様態にあってはならない。

(一) 破産者である、もしくは破産者だったことがある。

(二) 財に係る犯罪で確定判決により禁固刑を受けたことがある。

(三) 生命保険事業または損害保険事業の営業許可書の取り消しを受けた時に、その会社の取締役、マネージャーまたは会社に代わって行為する権限を有する者だった。ただし当該時期に登記官が委員会の承認を受けてその地位に任命した者はその限りではない。

(四) 生命保険事業の営業許可書を取得した別の会社の取締役、マネージャーまたは会社に代わって行為する権限を有する者である。ただし委員会が布告規定した原則、方法及び要件に基づき兼職禁止免除を受けている場合はその限りではない。

(五) 第五四条に基づき会社の取締役、マネージャーまたは会社に代わって行為する権限を有

する者であることから外された。

(六) 政治公務員または政治的地位にある者である。

(七) 会社の管理に係る任務を有する保険事業監督振興委員会事務局の公務員または職員である。ただし国営企業の会社である場合、もしくは会社の業務運営支援のために委員会から承認を受けた場合、あるいは第五四条に基づき任命された者である場合はその限りではない。

(八) その地位における職業人としての責任感または周到性に欠けることを示す形態を有する損害または業務履歴がある。

#### \*第三六条

第七一条の規定下に、会社がいずれかの者をして会社の保険証券を使って生命保険を引き受けるよう委託または同意することを禁じる。

会社がいずれかの者をして、再保険以外に保険証券に基づく賠償金の一部または全部を填補するよう委託または同意することを禁じる。ただし登記官から許可を得ている場合はその限りではない。

#### 第三七条

会社が保険証券に基づく保険契約者または保険金受取人に対する支払いを遅らせる、もしくは支払わなければならない保険料の返還を遅らせる、あるいは相当の事由なく返還する、または悪意をもって支払う、もしくは返還することを禁じる。

第一段に基づく違反とみなされる会社の何らかの行為または遂行は大臣が布告規定した原則、方法及び期間に従う。

#### \*第三七一条

保険、賠償金支払い、金銭または保険証券に基づくその他の利益の填補に係る訴えがある場合、登記官は訴点の審査、仲裁があるようにすることができる。

#### \*第三八条

本法令の規定下に、委員会は会社に以下の件で遂行させる原則、方法及び要件を定める権限を有する。

(一) 保険料の保管。

(二) 会社の財産及び負債額の評価。

(三) 再保険。

(四) 費用の分類。

(五) 保険証券の交付及び販売の方法、保険証券に基づく強制収用費レート、保険証券に基づく成就金支払い価額レート、及び保険証券支払い期間延長レート、及びその支払い要件の規定。

(六) 生命保険エージェント及び生命保険ブローカーへの賃金または報奨金レートの規定。

- (七) 会社の金銭領収を示す書類の形式、大きさ、文字、使用言語及び内容の規定。
- (八) 保険証券を担保とする資金貸付。
- (九) 保険契約者への配当金支払い。
- (一〇) 保険引き受けに係る費用の種類及び上限レートの規定。
- (一一) 現金支出入、内部監査及び統制。
- (一二) 生命保険契約に基づく金銭填補。
- (一三) 会社のリスク管理における最低標準の規定。

### 第三九条

公衆との連絡において、会社は登記官が布告規定した日時に基づき営業しなければならない。ただし会社は規定を超えて営業することができる。

### 第四〇条

会社は登記官が定めた形式及び項目に従い会社の事業に係る登録簿と会計簿を作成する。

会社の事業に係る会社の登録簿及び会計簿に記載しなければならない事由がある時、会社は会社の事業に係る登録簿及び会計簿にその事由に係る事項を記載する。ここにその事項記載の事由が生じた日から七日以内に記載する。

### 第四一条

会社は第四〇条に基づく登録簿と会計簿を会社の事務所に保管する。このときその登録簿または会計簿への最後の記載日、もしくは会社が最後の責任から離れた日から一〇年以上保管する。ここに、いずれか長いほうとする。

### 第四二条

利害関係者は自己が関係する項目のみ第四〇条に基づく登録簿の閲覧を請求する、もしくは会社の当該項目の内容証明つき謄本を請求することができる。ここに登記官が定めたところに基づくサービス料を支払わなければならない。

### \* 第四三条

会社は以下のように、会社の財務諸表及び業績報告を作成し、委員会に提出しなければならない。

- (一) 会計監査人が監査した四半期ごとの財務諸表。
- (二) 会計監査人が監査し、意見表明した暦年ごとの財務諸表。
- (三) 会社の業務を示した年次報告書。

第一段に基づく財務諸表及び報告書の作成及び提出は、委員会が布告規定した形式、原則、方法、要件及び期間に従い、会計監査人は会計職法に基づき許可を受けた会計監査人でなければなら

らない。

外国生命保険会社の支店である会社については、第一段及び第二段に基づく実施のほか、その外国保険会社の会計年度末日から五か月以内に自己が支店である外国保険会社の年次報告書を送付しなければならない。

#### 第四四条

会社が第四三条第一段に基づき送付した年次報告書が正しくない、もしくは十全でないことが明らかであれば、登記官は会社に対し、登記官が定めた期間内に是正を命じる権限を有する。

会社が第一段に基づく命令に従わない場合、会社は第四三条に基づき年次報告書を送付しなかったものとみなす。

#### \*第四五条

委員会は生命保険事業に係る何らかの報告または書類を会社に提出するよう命じる権限を有する。このとき委員会は会社はその報告または書類の内容について説明させることもできる。

第一段に基づき提出または提示した報告、書類、もしくは説明は全て事実と一致しているようにしなければならない。

#### \*第四六条

会社は委員会が定めた書式に基づく貸借対照表及び損益計算書を、第四三条(二)に基づき財務諸表を提出した日から一五日以内に、流布した日刊新聞一部以上に三日以上広告し、一か月以上にわたって会社の本店及び支店の公開された場所に掲示する。

#### \*第四六／一条

公衆が会社の財務ポジション及び業績に係るデータを知ることができるようにするために、登記官は会社に対し、委員会が布告規定した原則、方法及び要件に基づき当該データを公開するよう命じる権限を有する。

#### \*第四七条

会社は委員会が布告規定した形式、原則、方法、要件及び期間に基づき、保険数理士により保証された保険証券に基づく責任計算年次報告書を委員会に送付する。

#### 第四八条

登記官と係官は会社の事業及び財務ポジションを検査する権限を有し、検査に資するため登記官と係官は以下の権限を有する。

(一) 事実関係を知るために会社の営業時間内に会社の事務所に立ち入り、会社の取締役、マネージャー、顧問、従業員または被雇用者に書類その他証拠提出を要求し、当該人物に尋問する



権限を有する。

(二) 会社の財産の検査または評価のために、会社の事業所または会社の会計簿、書類もしくは社印、または事業、財産及び負債に係るその他の証拠があると疑える相当の事由のある場所に、営業時間内もしくは日照時間内に立ち入る。

(三) 会社または会社の事業に関係する者に対し、書類またはその他証拠を送付するよう命じる。

(四) (一) もしくは (二) における当該人物に証言するよう召喚する、または当該人物に必要な応じて事実関係を説明させる。

第一段に基づく登記官及び係官の任務遂行において、関係者は相当の便宜を供する。

#### 第四九条

本法令に基づく任務遂行において登記官及び係官は、関係者が要求した時、省令で定めた書式に基づく身分証明書を提示しなければならない。

#### 第五〇条

利害関係者は登記官が保管している登録簿及び登録簿に係る書類の閲覧、並びに登記官の内容証明付きの謄本を求めることができる。このとき登記官が定めた書式に基づき登記官に申請する。

#### \* 第五一条

生命保険事業の廃業を望む会社は委員会に許可を申請する。

保険証券に基づく保険契約者、保険受取人または利害関係者の利益保護のため、委員会は少なくとも以下の原則、方法、要件及び期間を定める権限を有し、会社は委員会が廃業を許可する前に遂行完了しなければならない。

(一) まだ義務を有する保険証券に基づく義務の管理または譲渡方法。

(二) 保険証券に基づく保険契約者、保険金受取人、及び利害関係者に知らせ、法律に基づき権利行使するよう通知する方法。

(三) 会社が第二四条に基づき登記官に預託した第二三条に基づき準備金の譲渡または受取。

(四) 生命保険事業及び第二八条に基づき許可を得た事業に係る財産及び負債の管理。

(五) (一) (二) (三) 及び (四) に基づく実施の期間。

委員会が生命保険事業の廃業を認可し、会社が会社解散を望む場合、会社の解散は生命保険事業の廃業許可を得て、清算された日に効力を有する。会社の解散を望まない場合、会社は定款を変更し、名称と目的を生命保険事業と無関係のものに改める。

清算または定款変更においては公開会社法に基づきこれをなす。

外国生命保険会社の支店である会社が廃業し、清算する場合、その清算に第六五条、第六六条及び第六七条の規定を準用する。

#### \*第五一／一条

生命保険事業の廃業許可を得た会社は、第二六条第二段及び第三段の規定下に、第二〇条に基づき会社が預託した営業保証金の返還申請とともに、登記官に対して生命保険事業の営業許可書を送還する。

#### 第五二条

保険証券に基づく保険契約者もしくは保険金受取人、または保険契約者の相続人は保険証券に基づき得られた権利を有する。会社に請求せず、時効を迎えたときは、会社は時効となった日から一か月以内に当該金を基金に納入する。

#### \*第五三条

第二七／七条に基づく場合があった時、または保険契約者もしくは公衆に損害を及ぼす事由となるような形態での会社のポジションもしくは業務遂行がある証拠が登記官に明らかである時、登記官は委員会の承認の上でその会社に対し、登記官の定めた期間内に当該ポジションもしくは業務遂行の是正を命じる、または第二七条第二段に従うために増資もしくは減資を命じる権限を有する。

会社が第一段に基づき登記官が命じた期間内に増資または減資をしなかった場合、登記官の当該命令に基づく期間が経過した日をもって登記官の命令は株主総会の決定であるものとみなす。

会社のポジション及び業務遂行を支援するために、その会社に増資または減資を急がせる必要がある場合、登記官は委員会の承認の上で会社に直ちに増資または減資をするよう命じることができる。このとき、登記官の当該命令は株主総会の決定であるものとみなす。

第二段または第三段に基づく増資もしくは減資において、仏暦二五三五年公開会社法令の第一三六条第二段（二）、第一三九条及び第一四一条の規定は適用しない。

#### 第五四条

いずれかの会社が保険契約者もしくは公衆に損害を及ぼす事由となるような形態でのポジションまたは業務をしている、もしくはいずれかの会社の取締役または業務責任者が第五三条に基づく登記官の命令に従っていない証拠が明らかである時、登記官はその会社に対し当該事由の原因となっている会社の取締役または業務責任者をその地位から罷免するよう命じる権限を有する。

登記官が第一段に基づく者の罷免を命じた場合、その会社は罷免した日から一か月以内に登記官の同意を得て別の者を当該地位に任命する。

会社が第一段に基づく者を罷免しない、または罷免したが第二段に基づき別の者を任命しない場合、登記官は大臣の承認をもって当該人物の罷免を命じる、またはいずれかの者もしくは複数の者を三年を超えない期間でその地位に任命する権限を有する。このとき第三五条（四）の内容は適用しない。

第三段に基づき登記官が任命した者は大臣が定めた報酬を受け取る。その報酬はその会社の資産から支払われる。当該人物が地位に就いている間、会社の株主は罷免を決議する、または登記官の命令変更を決議することはできない。

登記官の命令に基づき罷免された者は直接的、間接的にその会社に関係する、または何らかの業務をなしてはならない。

本条に基づく登記官の罷免または任命の命令は株主総会の決定であるものとみなす。

#### 第五五条

登記官が第五三条または第五四条に基づき命令したが、会社の財務ポジション及び業務が改善しない場合、大臣はその会社の管理を命じるか、もしくはその会社の生命保険事業の営業許可書を取り消すことを命じる。

#### 第五六条

いずれかの会社の管理がある時、登記官はその命令を会社に通知するとともに、その命令をその会社の事務所の公開された場所に掲示、並びに官報で公示し、会社の本店が所在する土地で頒布されている日刊新聞二部以上に公告する。

#### 第五七条

会社の管理がある時、大臣はその会社の管理委員会を設置する。管理委員会は一人の委員長と二人以上の委員から構成され、その会社の全ての業務を運営する権限と義務を有し、委員長はその会社の代表者とする。ここに第三五条（四）条の内容は適用しない。

委員長が任務遂行ができない場合、大臣は一人の委員を代行者に任命する。

委員会は被管理会社の取締役、従業員及び被雇用者、またはいずれかの者、もしくは複数の者に会社の何らかの任務遂行を委任する権限を有する。

委員会設置及び委員長の任務遂行代行者の任命は官報で公示する。

#### 第五八条

会社の管理がある時、会社の取締役及び従業員がその会社の事業運営をすることを禁じる。ただし会社管理委員会の委任を受けた場合はその限りではない。

#### 第五九条

会社の管理がある時、その会社の取締役及び従業員は会社の資産及び利益保全のため相当の管理をなし、会社管理委員会に急ぎ事業を報告し、遅滞なく会社の事業及び資産に係る帳簿、書類、社印及びその他の物と共に資産を引き渡す。

#### 第六〇条

会社管理委員会はいずれかの者に証言させる、または被管理会社の事業及び資産に係る帳簿、書類、社印及びその他の証拠を示させる、もしくは送付させる権限を有する。

#### 第六一条

被管理会社が事業を継続することが可能と判断した時、会社管理委員会は大臣に報告する。大臣が管理終了命令が相当と判断すれば、大臣のその命令があった時、登記官はその命令を会社に通知すると共に、官報に公示し、会社の本店が所在する土地で頒布されている日刊新聞二部以上に公告する。

#### 第六二条

被管理会社が事業を継続することができないと判断し、第六四条に基づき生命保険事業の営業許可書を取り消す相当の事由がある時、会社管理委員会は大臣に報告する。大臣が相当の事由があると判断すれば、第六四条に基づき生命保険事業の営業許可書を取り消すよう命じることができる。

#### 第六三条

会社管理委員会は大臣が定めたところに従い任務遂行における報酬を受け取ることができる。このとき会社の資産から支払われる。

### 第三章

#### 営業許可書取り消し

#### 第六四条

会社が以下の状態にあることが明らか時、大臣は生命保険事業の営業許可書取り消しを命じる権限を有する。

(一) 負債が資産を上回っている、または財務ポジションが堅固でなく、保険契約者もしくは公衆に損害を及ぼす恐れがある。

(二) 本法令もしくは省令の規定、または大臣が定めた要件、または本法令の内容に基づき発令もしくは定められた布告に違反している、または大臣、登記官もしくは係官の本法令に基づく命令に従わず、保険契約者または公衆に損害を及ぼす恐れがある。

(三) 相当の事由なく生命保険事業を休止した。

(四) 相当の事由なく保険証券に基づく支払いを遅らせた、もしくは返還しなければならない保険料の返還を遅らせた、または不正に支払った、もしくは返還した。

(五) 事業を継続すれば、保険契約者または公衆に損害を及ぼす。

#### 第六五条

会社が生命保険事業の営業許可書取り消しの命令を受けた時、その会社は許可書取り消し命令を受けた日から営業を中止し、清算があるようにする。その清算において大臣は清算人を任命する。このとき株主総会、株主の権限義務は登記官の権限義務とする。

#### 第六六条

清算に資するため、外国生命保険会社の支店である会社は株式会社であるものとみなし、このために登記官及び保険局は民商法典に基づく会社登記官または会社登記事務所であるものとみなす。ここに株主総会への報告は登記官に報告する。ただしその外国生命保険会社に対し有する請求権には影響しない。

#### 第六七条

大臣が第六五条に基づき任命した清算人は大臣が定めた報酬を受け取る。その報酬は会社の資産から支払われる。

### 第四章

#### 生命保険エージェント及び生命保険ブローカー

#### \*第六八条

生命保険エージェントまたは生命保険ブローカーとしての行為をなす者は登記官から許可書を得なければならない。

許可書の申請及び許可書は登記官が定めた書式に従う。

生命保険エージェントの許可書においては、どの会社の生命保険エージェントであるかを示す。

#### 第六九条

生命保険エージェントの許可書申請人は以下の資格を有していなければならない。

(一) 成人である。

(二) タイ国内に住所がある。

(三) 心神喪失者または心神耗弱者ではない。

(四) 悪意の財産罪により確定判決で禁固刑を受けたことがない。ただし許可書申請日より五年以上前に刑の執行を終えている場合はその限りではない。

\* (五) 破産者ではない。

(六) 生命保険ブローカーではない。

\* (七) 許可書申請日より前、五年以内に生命保険エージェントまたは生命保険ブローカーの許可書を取り消されたことがない。

(八) 登記官が布告規定した教育機関から生命保険学の教育を受けた、または登記官が布告規定したカリキュラム及び方法に基づき生命保険に係る知識試験を受けた。

#### \*第七〇条

いずれかの会社の生命保険エージェントとなることを望む第六九条に基づく資格を有する者は、その者を生命保険エージェントとする会社の必要性を示す書状、及び保険事業監督振興委員会事務局から研修を受けたことを示す保証書、または保険事業監督振興委員会事務局が布告規定したカリキュラム、方法に基づく研修を修了したことを示す保証書と共に、登記官に対し、その会社の生命保険エージェントとなる許可書申請書を提出する。

許可申請及び許可は委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

いずれかの会社の生命保険エージェントである者であっても、別の会社の生命保険エージェントとなる許可書を申請することができる。その許可書申請において申請人は、申請人がある会社の生命保険エージェントであることをその新しい会社がすでに知っていることを示す内容のあるその新しい会社の必要性を示す書状と共に、その者がすでに生命保険エージェントである会社の同意を示す書状を提出しなければならない。登記官が許可書を交付した時、関係する会社に通知する。

第一段に基づく必要性を示す書状、及び第二段に基づく同意を示す書状は登記官が定めた書式に従う。

#### \*第七〇／一条

会社は、生命保険エージェントが会社の生命保険エージェントとしての行為により起こした損害に対し、生命保険エージェントと共に共同で責に任じる。

#### \*第七〇／二条

会社の生命保険エージェントとしての業務遂行または行為において、生命保険エージェントは虚偽の内容を示したり、通知すべき事実を隠匿してはならず、委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従わなければならない。

生命保険エージェントが第一段に従わない場合であっても、保険証券に基づく保険契約者、保険金受取人、または関係者の権利を損なう事由とはならない。

#### \*第七一条

生命保険エージェントは会社の名において保険料を受け取る権利を有する。

生命保険エージェントは、会社から権限委任書を受け取った時に、会社の名において生命保険契約を結ぶことができる。

生命保険ブローカーまたは金銭受け取りに係る権利を有する会社の従業員は、会社から権限委任書を受け取った時に、会社の名において保険料を受け取ることができる。

第二段及び第三段に基づく権限委任書は登記官が定めた書式に基づき作成する。

会社の権限委任書は、登記官が定めた書式に基づき作成されていないとしても、保険証券に基

づく保険契約者、保険金受取人、または関係者の権利を損なう事由とはならない。

**\*第七一／一条**

生命保険エージェントは、会社の名において生命保険契約を勧誘する際、または保険料を受け取る際に毎回、生命保険エージェントの許可書を提示しなければならない。

生命保険エージェントは、会社の名において保険料を受け取る際に毎回、会社の金銭受け取りを示す書類を交付しなければならない。

**\*第七一／二条**

生命保険ブローカーまたは会社の従業員は、会社の名において保険料を受け取る際に毎回、会社からの権限委任書を提示しなければならない。

生命保険ブローカーまたは会社の従業員は、会社の名において保険料を受け取る際に毎回、会社の金銭受け取りを示す書類を交付しなければならない。

第一段の内容は会社の事務所において保険料を受け取る任務を果たす会社の従業員には適用しない。

**第七二条**

生命保険ブローカー許可書を申請できる自然人は生命保険エージェントまたは、いずれかの会社の取締役、マネージャー、従業員または被雇用者であってはならず、第六九条（一）（二）（三）（四）（五）（七）及び（八）の内容を準用する。

法人は以下の時に生命保険ブローカー許可書を申請できる。

- （一）タイ国内に本店を有する法人である。
- （二）当該事業がその法人の目的の範囲内にある。
- （三）その法人の代理人として本法令に基づく生命保険ブローカー許可書を受けた従業員または被雇用者がいる。かつ
- （四）許可書申請日より前の五年間、生命保険ブローカー許可書を取り消されたことがない。

**第七三条**

第七二条に基づく資格を有する自然人または法人は、登記官に許可書申請書を提出する。

法人に対する生命保険ブローカー許可書の交付は、登記官が定めた原則及び要件に従う。

本条に基づく許可書の申請及び許可書は、登記官が定めた形式に従って、これをなす。

**第七四条**

生命保険ブローカーは生命保険ブローカー許可書の申請書に示したところに基づく事務所を有していなければならない。事務所を移転する場合は移転日から五日以内に文面で登記官に通知する。

#### 第七五条

生命保険ブローカーは登記官が定めた書式、項目に従い自己の事業に係る登録簿、会計簿及び書類を作成する。

第一段に基づく登録簿、会計簿及び書類に記入しなければならない事由がある時、生命保険ブローカーはその事由が生じた日から七日以内に、登録簿、会計簿及び書類にその事由に係る項目を記入する。

#### 第七六条

生命保険ブローカーは、自己の事業に係る登録簿、会計簿及び書類、並びに登録簿及び会計簿記入の添付書類を、その登録簿または会計簿への最後の記入日から五年以上、自己の事務所に保管する。

#### \*第七七条

生命保険エージェント許可書、生命保険ブローカー許可書は、交付日から一年の期限を有する。許可書取得者が許可書の期限延長を望む場合は、許可書の期限日より二か月前以内に登記官に許可書期限延長の申請書を提出する。このとき許可書期限延長申請人は、保険事業監督振興委員会事務局から追加の研修を修了したことを示す保証書、または保険事業監督振興委員会事務局が布告規定したカリキュラム、方法に基づく研修を修了したことを示す保証書がなければならない。

第一段に基づく許可書を取得した者が連続して二期、許可書を延長し、さらに許可書延長を申請した場合、交付する許可書は一期五年の期限で交付する。

許可書期限延長申請及び許可は委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

#### 第七八条

生命保険ブローカーで、いずれかの会社の取締役、マネージャー、従業員または被雇用者に就いた者の生命保険ブローカー許可書は無効となる。

#### 第七九条

会社がその保険証券に基づく保険契約者もしくは保険金受取人に保険証券を引き渡した、またはその保険証券に基づく保険契約者もしくは保険金受取人に保険証券を引き渡すために生命保険ブローカーに引き渡した場合、その保険契約者は会社に保険料を支払ったものとまず推定する。

#### 第八〇条

生命保険ブローカーの業務検査に資するために、登記官及び係官は生命保険ブローカーに証言させる、もしくは登録簿、会計簿、書類を提出させる、または検査のために登記官が定めた書式及び項目に従い報告書を提出させる、または当該検査のために日照時間内にその者の事務所に立



ち入る権限を有する。ここにおいて生命保険ブローカーは相当の便宜を供しなければならない。

#### \* 第八一条

登記官は、生命保険エージェントまたは生命保険ブローカーが以下の状態にあることが明らかになった時、生命保険エージェントまたは生命保険ブローカーの許可書の取り消しを命じる権限を有する。

(一) 本法令の規定への違反行為をなした。

(二) 登記官もしくは委員会が布告規定した原則、方法及び要件に違反した、または従わない。

(三) 第六九条または第七二条に基づく資格を失った。

(四) 保険証券に基づく保険契約者もしくは保険金受取人または公衆に損害を及ぼしている、または及ぼす恐れがある。

登記官が第一段に基づき許可書取り消しを命じた時、その命令を許可書取り消し命令を受けた者に通知する。

#### 第八二条

第八一条に基づき許可書取り消し命令を受けた者は、命令を知った日から一五日以内に大臣に不服を申し立てる権利を有する。大臣の決定は最終的なものとする。

#### 第八三条

いずれかの者が外国の生命保険事業者と、または本法令に基づき生命保険事業の営業許可書を取得した者以外の者と保険契約を結ぶよう勧誘、助言もしくは何らかの行為をなすことを禁じる。

第一段の内容は、本法令に基づく生命保険事業の営業許可書取得者が外国の生命保険事業者と再保険契約を結ぶよう、登記官から許可書を取得した生命保険ブローカーがアドバイスまたは管理する場合には適用しない。

#### 第四／一章

#### 保険数理士

#### \* 第八三／一条

会社の保険証券に基づく責任の計算報告は保険数理士からの保証を得ていなければならない。

#### \* 第八三／二条

保険数理士となる者は登記官から許可書を取得しなければならない。許可申請及び許可は委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

#### \* 第八三／三条

保険数理士の許可書を申請する者は以下の資格を有していなければならない。

(一) 文官人事院が保証した教育機関から登記官の布告規定したカリキュラムまたは科目に基づく保険数理上の教育を修了し、保険数理または登記官が布告規定した保険に係る統計で五年以上の実務経験を有する。または

(二) 登記官が布告規定した保険数理士協会のフェロー級会員である。

第一段に基づく登記官の布告は官報で公示する。

#### \*第八三／四条

保険数理士の許可書を申請する者は以下の禁止状態にあってはならない。

(一) 財産罪により、または第一一四／一条もしくは第一一四／二条に基づく罪により確定判決で禁固刑を受けたことがある。ただし許可書申請日より五年以上前に刑執行を終えている場合はその限りではない。

(二) 心神喪失者または心神耗弱者、無能力者、もしくは準無能力者である。

(三) 破産者である。

(四) 保険数理士の許可書使用停止期間中である。

(五) 許可書申請日より前、五年以内に保険数理士の許可書を取り消されたことがある。

#### \*第八三／五条

保険数理士の許可書は交付日から二年間の期限を有する。

許可書の期間延長申請は、許可書の期限が切れる日より二か月以内前に許可書取得者が申請書を提出する。申請した時、申請人は不許可命令の通知を受けるまで許可書取得者の地位にある。

許可書延長申請及び許可は委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

#### \*第八三／六条

保険数理士は、登記官が布告規定した書式及び項目に従い、保険証券に基づく責任の計算報告書及び報告書に係る書類、またはその他の数理上の分析報告書を作成しなければならない。ここに登記官はその報告または書類の説明もしくは解説をさせることもできる。

#### \*第八三／七条

保険数理士は委員会が官報公示により定めた職業倫理を遵守しなければならない。

#### \*第八三／八条

登記官は保険数理士が以下の状態にあることが明らかである時、保険数理士の許可書の使用停止を命じる権限を有する。

(一) 第八三／六条または第八三／七条に従わない。

(二) 保険証券に基づく責任の計算報告を不注意により保証した。

第一段に基づく許可書の使用停止命令において、登記官は一年を超えない範囲で相当の停止期間を定める。

#### \* 第八三／九条

登記官は保険数理士が以下の状態にあることが明らかである時、保険数理士の許可書の取り消しを命じる権限を有する。

(一) 第八三／三条に基づく資格を欠いている、または第八三／四条に基づく禁止状態にある。

(二) 許可書の使用停止命令を受けたことがあり、第八三／八条に基づくいずれかの行為をなした。

#### \* 第八三／一〇条

第八三／八条もしくは第八三／九条に基づき保険数理士の許可書使用停止または許可書取り消しの命令を受けた者は、命令の通知を受けた日から三〇日以内に委員会に不服を申し立てる権利を有し、委員会は不服申し立てを受けた日から六〇日以内に申し立てを審査終了する。

委員会の決定は最終的なものとする。

#### \* 第五章

##### 生命保険基金

#### \* 第八四条

会社が破産した、または生命保険事業の営業許可書を取り消された場合、保険契約により生じる債務弁済を受ける権利を有する債権者を保護する目的、並びに生命保険事業を堅固性かつ安定性を有するように開発する目的を有する法人格の「生命保険基金」と呼ぶ基金を設置する。

基金は予算法に基づく官公庁または国営企業ではない。

#### \* 第八五条

基金は以下から構成される。

(一) 保険事業監督振興委員会事務局の生命保険事業開発基金から譲受した金銭及び財産。

(二) 第五二条に基づき受け取った金銭。

(三) 第八五／三条に基づき受け取った金銭。

(四) 第八五／四条に基づき受け取った追加金。

(五) 賞金及び経費を差し引いた後の第一一七条に基づく罰金。

(六) 寄付者のいる金銭または財産。

(七) 基金の資金または資産からの利得または収入。

(八) 政府からの支援金。

#### \*第八五／一条

基金は第八四条に基づく目的の範囲内で諸行為をなす権限を有する。その権限には以下のものも含める。

- (一) 所有権の保持、占有権及び諸物権を有する。
- (二) 王国の内外で権利を発生させる、または何らかの法律行為をなす。
- (三) 基金の目的に基づく実施に資するため会社に資金借り入れさせる。
- (四) 基金の財産からの利得追求のため投資する。
- (五) 基金の目的成就に係るその他の行為。

#### \*第八五／二条

基金は以下の事業のために支出する。

(一) 会社が破産した、または生命保険事業の営業許可書を取り消された場合、保険契約により生じる債務弁済を受ける権利を有する債権者を援助する。

(二) 生命保険事業を堅固性かつ安定性を有するように開発するにあたっての支出として。ここに第八五条（一）及び（二）に基づき得た金額を上回らないようにする。

(三) 基金運営上の支出、及び基金の事業管理に係るその他の支出として。ここに基金運営理事会が定めたレートを上回らないようにする。

#### \*第八五／三条

会社は、委員会が大臣の承認により布告規定したレートに基づき、基金に納金する。当該レートは基金への納金期日の前の六か月間に会社が受け取った保険料の〇・五%を上回ってはならない。

基金への納金の原則、方法、要件及び期間は委員会が布告規定したところに従う。

基金に目的に基づく実施に十分な金銭及び財産がある場合、委員会は大臣の承認により基金への納金のレートを引き下げる、または中止することを布告規定できる。

#### \*第八五／四条

いずれかの会社が第五二条または第八五／三条に基づき正しく、全額を基金に納金しない場合、その会社は正しく、もしくは全額を納金していないその不足額につき月一・五%のレートで追加金を支払わなければならない。このとき月の端数は一月として計算する。

会社が第五二条もしくは第八五／三条に定めたところに基づき納金できないのは不可抗力であると登記官が判断し、会社が期限日から七日以内に基金に納金した場合、第一段に基づく追加金は一%に引き下げる。

会社が基金に納金しない、または第一段に基づく追加金を支払わない間、登記官はその会社の事業拡張を禁じる命令を出す。ここに会社が正しくかつ全額を基金に納金し、追加金を支払い、登記官が事業拡張禁止命令を撤回するまで事業拡張はできない。

本条に資するため、第三段に基づく事業拡張である場合に対しては第二七／六条第二段の規定、及び第九四／一条で規定されたところに基づく第二七／六条第一段への違反における罰則規定を準用する。

#### \*第八五／五条

会社が破産し、または許可書を取り消され、第二六条に基づき債務弁済を受ける金額が不足である場合、保険契約により生じる債務弁済を受ける権利を有する債権者は基金から債務弁済を受ける権利を有する。

各債権者が基金から債務弁済を受ける権利を有する金額は、第二六条に基づき債務弁済を受ける金額を合計した時、保険契約により生じた債務額を上回ってはならない。各契約によって生じた債務を合計したときに一〇〇万バーツ超の額であれば、一〇〇万バーツだけ債務弁済を受ける権利を有する。

支払いにおける原則、方法及び要件、並びに第二段に基づく保険契約により生じる債務は委員会が布告規定したところに従う。

#### \*第八五／六条

公正を期すために、委員会は大臣の承認により、全般的に、またはいずれかの種類の保険契約に対してのみ、第八五／五条第二段に定められたところを上回る、保険契約により生じる債務弁済を受ける権利を有する債権者に支払われる金額を布告規定することができる。

#### \*第八五／七条

基金は基金が支払った金額につき、保険契約により生じる債務弁済を受ける権利を有する債権者の権利を引き継ぎ、財産保全官または清算人からその金額で債務弁済を受ける権利を有する。この場合、基金はその会社の全ての一般債権者より優先権を有する。

#### \*第八六条

財務省次官を理事長、保険事業監督振興委員会事務局長を副理事長、タイ国銀行代表、タイ生命保険協会代表を理事、大臣が任命する有識者理事四人以下から構成される「基金運営理事会」と呼ぶ理事会を設置する。

基金マネージャーを書記とする。

#### \*第八六／一条

大臣が任命する有識者理事の任期は一期三年とする。

大臣が任命する有識者理事が任期切れ前に退任する場合、または任命された理事が在任中に大臣が追加の有識者理事を任命する場合、代わりに任命される者、または追加で任命される者の任期はすでに任命されていた理事の残り任期と同じとする。

第一段に基づく任期が満了したが、新たな理事が任命されていない場合、任期に従い退任した理事は、新たな理事が就任するまで任務継続のためその地位にとどまる。

退任した理事は再任可能だが、連続二期までとする。

#### \*第八六／二条

第八六／一条に基づく任期に基づく退任のほか、大臣が任命した有識者理事は以下の時に退任する。

- (一) 死亡した。
- (二) 辞任した。
- (三) 破産者となった。
- (四) 背任、悪品行または能力欠如により大臣が解任した。
- (五) 無能力者または準無能力者である。
- (六) 確定判決で禁固刑を受けた。
- (七) 政治公務員または政治的地位者である。

#### \*第八六／三条

基金運営理事会は以下の権限義務を有する。

- (一) 方針を定め、基金の事業運営における規則、規約及び告示を制定する。
  - (二) 基金の出納、現金保管及び利得追求に係る規約を定める。
  - (三) 債務弁済請求、及び保険契約により生じる債務の弁済を受ける権利を有する債権者に対する債務弁済許可に係る規約を定める。
  - (四) 生命保険事業の堅固性及び安定性開発における基金の資金支出に係るレート及び規約を定める。
  - (五) 第八五／一条（三）に基づく会社の借入れにおける原則、方法及び要件を定める。
  - (六) 第八五／二条（三）に基づく基金運営における費用のレートを定める。
  - (七) マネージャーの任務遂行に係る規約を定める。
  - (八) 基金の目的成就に必要な、または関係するその他の行為。
- (二) (三) (四) (五) 及び (六) に基づく規定は委員会から承認を受けなければならない。

第一段に基づく任務遂行において、基金運営理事会は審査のために登記官、会社または何らかの者に説明させる、書類もしくは証拠を提出させることができる。

#### \*第八六／四条

基金運営理事会の会議は全理事の半数以上の出席をもって成立する。

基金運営理事会の会議において理事長が欠席または任務を遂行できない場合、副理事長が会議の議長となる。理事長、副理事長とも欠席または任務を遂行できない場合は、出席した理事が一人の理事を会議に議長に互選する。

会議の決定は多数決による。理事一人は一票を有し、票決において票数が同じであれば会議の議長が決定票を投じる。

\*第八六／五条

本法令に基づく任務遂行において、基金運営理事会は基金運営理事会の委託に基づく審査または業務のために小委員会を任命する権限を有する。

第八六／四条の規定を小委員会の会議にも準用する。

\*第八六／六条

理事長、理事、小委員会の委員は大臣が定めた会議手当及びその他報酬を受け取る。

\*第八七条

基金は基金運営理事会が任命した一人のマネージャーを置く。

マネージャーの就任、退任及び試用または任用における要件規定は、基金運営理事会が定めた雇用契約に従う。雇用契約は一期につき四年を超えない。雇用契約の期限が満了した時、基金運営理事会は雇用契約を延長することができるが、連続二期を超えて就任することはできない。

マネージャー雇用契約において、理事長が基金の名のもとに契約を結ぶ権限者となる。

マネージャーは基金運営理事会が定めた賃金、報酬及びその他の金銭を受け取る。

\*第八七／一条

マネージャーとして任命を受ける者は以下の資格を有していなければならない。

- (一) タイ国籍者である。
- (二) 満六五歳以下である。
- (三) 基金に常勤できる。

\*第八七／二条

第八七／一条に基づく資格のほかに、マネージャーとして任命を受ける者は、以下の禁止状態にあってはならない。

- (一) 財産罪により確定判決で禁固刑を受けたことがある。
- (二) 破産者である、または破産者だったことがある。
- (三) 予算法に基づく官公庁、地方官庁、国営企業、または国のその他の機関の公務員、職員または被雇用者である。
- (四) 政治公務員または政治的地位者である。
- (五) 基金と競争形態にある事業を有する法人で何らかの地位にある。
- (六) 基金との契約、基金に対する事業で直接または間接的に利害関係者である。ただし基金が株主である会社の取締役として基金運営理事会が委託した者はその限りではない。

\*第八七／三条

雇用期限に基づく退任のほか、マネージャーは以下の時に退任する。

- (一) 死亡した。
- (二) 辞任した。
- (三) 第八七／一条または第八七／二条に基づく資格を欠いた、または禁止状態にある。
- (四) 基金運営理事会が雇用打ち切りが相当と決定した。

\*第八七／四条

基金の外部者に係る事業においてはマネージャーを基金の代表者とする。マネージャーの業務遂行及び別の者への業務代行委任は基金運営理事会が定めた規則に従う。

第一段に基づく規則に違反した法律行為または行為は基金を拘束しない。ただし基金運営理事会が同意した場合はその限りではない。

\*第八八条

基金は国際基準に基づき会計制度を導入、維持し、定期的な内部会計検査及び以下の項目を記載する会計簿を有する。

- (一) 支出入。
- (二) 事実に基づく、及びその項目の事由となる内容に基づく財務を示す資産及び負債。

\*第八八／一条

国家会計検査院または国家会計検査院が承認した会計監査人を基金の会計検査人とする。

\*第八八／二条

会計検査人は会計検査結果報告書を作成し、会計年期末日から一二〇日以内に基金運営理事会に提出し、当該報告の写しを委員会及び大臣にも送付する。

## 第六章

### 罰則規定

#### 第八九条

第八条第五段、第九条、第一〇条、第一一条、第一七条、第二一条に違反した、もしくは従わない、または第七条第四段、第八条第一段に基づき大臣が定めた要件、または第三三条（九）第二段もしくは第三四条第二段に基づき登記官が定めた要件に従わない会社は、二万パーツから二〇万パーツの罰金に加え、連続しての違反行為であれば違反期間中にわたり一日につき一万パーツ以下の罰金に処する。



#### 第九〇条

第一二条に従わず株主名簿を検査しない、または株主に通知しない会社は、一万パーツから五万パーツの罰金に加え、連続しての違反行為であれば違反期間中にわたり一日につき五〇〇〇パーツ以下の罰金に処する。

#### 第九一条

第一八条に違反した者は、二年から五年の禁固、もしくは二〇万パーツから五〇万パーツの罰金、またはその併科に処すとともに、違反期間中にわたり一日につき二万パーツ以下の罰金に処する。

#### \*第九二条

第一九条第一段に違反した者は、二万パーツから一〇万パーツの罰金に処すとともに、違反期間中にわたり一日につき五〇〇〇パーツ以下の罰金に処する。

生命保険エージェントまたは生命保険ブローカーで、第一九条第二段に基づき登記官が布告規定した原則、方法及び要件に違反して名称を使用した、もしくは事業名を提示した者は、一年以下の禁固、または一〇万パーツ以下の罰金、もしくはその併科に処する。

#### \*第九三条

第二三条、第二八条、第三三条、第三四条、第三五条、第三六条、第三七条、第五三条、第五四条に違反した、もしくは従わない、または第二四条に基づき準備金を預託しない、または第三八条に基づき委員会が布告規定したところに従わない者は、五〇万パーツ以下の罰金に処し、違反行為が連続したものである場合は違反期間中にわたって一日につき二万パーツ以下の罰金に処する。

#### 第九四条

第二五条に違反した者は、五万パーツ以下の罰金に処する。

#### \*第九四／一条

第二七条第五段、第二七／一条第一段、第二七／三条、第二七／四条または第二七／六条第一段に違反した会社は、五〇万パーツ以下の罰金に処する。

#### \*第九五条

第二九条に違反して保険証券もしくは付属書類を交付した、または第三〇条に違反して、もしくは第三一条に違反して、または第三二条に従わずに保険料レートを定めた会社は、三〇万パーツ以下の罰金に処する。

#### 第九六条

第三九条に従わない会社は、五万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第九七条

第四一条に従わない会社は、一〇万バーツ以下の罰金に処する。

#### \*第九八条

第二七／五条第一段、第四〇条、第四三条、第四六条、第四七条に違反した、もしくは従わない、または第四五条に基づく委員会の命令もしくは第四六／一条に基づく登記官の命令に従わない会社は、一〇万バーツ以下の罰金に加え、違反期間中にわたって一日につき五〇〇〇バーツ以下の罰金に処する。

#### 第九九条

第四二条に基づき利害関係者が要求したところに基づき登録簿を閲覧させなかった、または報告書の謄本を作成しなかった会社は、五〇〇〇バーツ以下の罰金に処する。

#### 第一〇〇条

第四五条に基づく報告書の提出もしくは説明において虚偽の内容を意図的に示した、または届け出なければならない事実を隠蔽した会社は、二万バーツから一〇万バーツの罰金に処する。

#### 第一〇一条

第四八条に基づく遂行で登記官もしくは係官に妨害した、または便宜を供しなかった、または第四八条に基づく登記官もしくは係官の命令に違反した者は、一か月以下の禁固、もしくは一万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

#### \*第一〇二条

第五一条第一段に違反した会社は、五〇万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第一〇三条

第五四条第五段に違反した者は、三年以下の禁固、もしくは三〇万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

#### 第一〇四条

第五八条、第五九条もしくは第六〇条に違反した者は、六か月以下の禁固、もしくは五万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

#### 第一〇五条

第六八条第一段に違反した者は、六か月以下の禁固、もしくは五万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

#### \*第一〇六条

第七一条第二段に基づき会社から文面で権限委譲を受けずに生命保険契約を交わした生命保険エージェント、または第七一条第三段に基づき会社から文面で権限委譲を受けずに保険料を受け取った生命保険ブローカーもしくは会社の従業員は、二年以下の禁固、もしくは二〇万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

#### \*第一〇六/一条

第三〇/一条第二段に違反した、もしくは従わない、または第七一/一条に従わない生命保険エージェントは、三万バーツ以下の罰金に処する。

第一段の行為が会社もしくは保険契約者に損害を及ぼす事由となった場合は、三か月以下の禁固、もしくは三万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

#### \*第一〇六/二条

第七一/二条に従わない生命保険ブローカーまたは会社の従業員は、三万バーツ以下の罰金に処する。

第一段の行為が会社もしくは保険契約者に損害を及ぼす事由となった場合は、三か月以下の禁固、もしくは三万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

#### 第一〇七条

生命保険ブローカーの許可書申請書に示した、または第七四条に基づく登記官への事務所移転通知に基づく事務所を有していない生命保険ブローカーは、一万バーツから五万バーツの罰金に処する。

#### 第一〇八条

第七四条に基づき登記官に通知せずに事務所を移転した生命保険ブローカーは、一万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第一〇九条

第七五条第一段に従わない、または第七五条第二段に基づき登録簿及び会計簿に記載しなかった生命保険ブローカーは、五万バーツの罰金に加え、違反期間中にわたって一日につき二〇〇〇バーツ以下の罰金に処する。

#### 第一一〇条

第七六条に従わない生命保険ブローカーは、五万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第一一一条

第八〇条に基づく登記官または係官の召喚命令に従わない生命保険ブローカーは、一か月以下の禁固、もしくは一万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

#### 第一一二条

第八〇条に基づく登記官もしくは係官の遂行を妨害した、または便宜を供しなかった者は、一か月以下の禁固、もしくは一万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

#### 第一一三条

第八三条第一段に違反した者は、六か月以下の禁固、もしくは五万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

#### \* 第一一四条

会社が第二三条、第二八条、第三六条もしくは第五一条第一段への違反により意図的に違法行為をなした、または第四五条に基づく通知もしくは説明で虚偽の内容を示した、もしくは事実を隠蔽した場合、その会社の取締役もしくは業務責任者は、一年以下の禁固、もしくは一〇万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。ただし自己がその会社の違法行為に関係していなかったことを証明できるときはその限りではない。

#### \* 第一一四／一条

第八三／二条に違反した者は、三年以下の禁固、もしくは三〇万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

#### \* 第一一四／二条

保険証券に基づく責任の計算で虚偽の報告を保証した、または虚偽の報告に係る報告もしくは書類を作成した保険数理士は、二年以下の禁固、もしくは二〇万バーツ以下の罰金、またはその併科に処し、第一一五条第二段及び第三段の規定を準用する。

#### 第一一五条

以下の違法行為が明らかである場合、

(一) 会社の業務において、取締役または責任者が刑法典第一二編の第一章、第三章、第四章、第五章もしくは第七章、または仏暦二四九九年登録パートナーシップ・有限パートナーシップ・

株式会社・協会・財団に係る違法行為規定法令の第四〇条、第四一条もしくは第四二条、または  
仏暦二五三五年公開株式会社法令の第二一五条もしくは第二一六条の規定に基づく財に係る違  
法行為をなした。

(二) 会社の会計監査において、会計監査人が刑法典の第二六九条、または仏暦二四九九年登  
録パートナーシップ・有限パートナーシップ・株式会社・協会・財団に係る違法行為規定法令の  
第三一条に基づく違法行為をなした。

(三) いずれかの者が(一)もしくは(二)に基づく違法行為の教唆犯である、または従犯で  
ある。

保険局を刑事訴訟法典に基づく被害者とみなす。

本条に基づく罪において、検察官が刑事告訴した時、検察官は被害者に代わり財産もしくは価  
格または損害賠償金を請求する権限を有する。ここにおいて刑事訴訟法典に基づく刑事訴訟に関  
連する民事告訴についての規定を準用する。

#### 第一一六条

いずれかの者が第一一五条の規定に基づく違法行為をなした証拠が明らかで、放置すれば公衆  
の利益に損害が生じると判断した場合、保険局はその者の財産、もしくは法律に基づきその者の  
財産であるとみなすことのできる財産を押収または差し押さえるよう命じる権限を有する。この  
とき六か月を超えて押収または差し押さえることはできない。ただし裁判所に当該押収または  
差し押さえ命令を求めた訴えがある場合は、裁判所が別段の命令をなすまではその限りではない。  
六か月以内に告訴できない事由がある場合、権限を有する裁判所は保険局の訴えに基づき期間延  
長を命じることができる。

保険局は保険局の係官を第一段に基づく押収または差し押さえの執行官に任命する権限を有  
する。

第一段に基づく財産の押収または差し押さえに国税法典の規定を準用する。

第一段に基づく場合、当該人物が国外に逃亡すると疑える事由があり、保険局が訴えた時、刑  
事裁判所はその者の出国禁止を命じる権限を有する。急ぐ必要がある緊急の場合は、保険局長ま  
たは保険局長が委任した者が警察局長に通知する。警察局長は刑事裁判所が別段の命令を下すま  
で一時的に一五日を超えない範囲で、その者の出国禁止を命じる権限を有する。

第四段に基づく刑事裁判所または警察局長の命令に違反した者は、一〇年以下の禁固、及び一  
〇〇万バーツ以下の罰金に処する。

[注／改組により保険局は保険業監督振興委員会事務局、警察局長は警察庁長官となっている]

#### 第一一七条

第九一条及び第一一六条を除く本法令に基づく犯罪は、大臣が任命した委員会が略式処分する  
権限を有する。

第一段に基づき大臣が任命した委員会は三人からなり、一人は刑事訴訟法典に基づく捜査官でなければならない。

委員会が略式処分を下し、被疑者が委員会の定めた期間内に略式処分に基づく科料を支払った時、その事件は終結する。

#### \*第一一七/一条

罰金刑のみの本法令に基づく犯罪は、違法行為のあった日から五年以内に裁判所に訴えられなかった、または第一一七条に基づき略式処分が下されなかった場合、時効が成立する。

#### \*第一一七/二条

会社、生命保険エージェント、生命保険ブローカーもしくは保険数理士が、本法令または本法令の内容に基づき制定された省令もしくは布告への違反または不遵守となる行為をなした場合、保険事業監督振興委員会事務局は当該違反もしくは不遵守を告示または公告する権限を有する。このとき違反もしくは不遵守の詳細に加え、関係者の名を公衆に示す。ここに委員会が布告規定した原則及び方法に従う。

### 経過規定

#### 第一一八条

仏暦二五一〇年生命保険法令に基づき生命保険事業営業許可書を取得した会社は、本法令に基づき生命保険事業営業許可書を取得した会社であるものとみなし、本法令の施行日前もしくは施行日に当該法令に基づき許可を取得した会社の支店は、許可にあたって大臣が定めた要件に従い、本法令に基づき許可を取得した会社の支店であるものとみなす。

#### 第一一九条

第一一八条に基づく会社で、本法令の第九条に従っていない株式発行のある会社は、本法令の施行日から二年以内に、本法令の第九条に基づき是正する。

#### 第一二〇条

第一一八条に基づく会社が本法令の第一〇条に規定された比率を下回るタイ国籍者の株主または取締役を有している場合、既存のタイ国籍者の株主または取締役のまま存続することができる。

#### 第一二一条

本店とは別に事業所を有し、会社の利益のための何らかの事業を営む第一一八条に基づく会社は、本法令に基づき支店とする許可を申請するか、その事業所を廃止する。ここに、本法令の施

行日から一年以内に完了しなければならず、当該期間中は第一七条への違反とはみなさない。

#### 第一二二条

第一一八条に基づく会社は本法令の第二〇条に基づく省令の施行日から一年以内に、本法令の第二〇条に基づき正しく営業保証金を預託する。

#### 第一二三条

第一一八条に基づく会社は本法令の施行日から三年以内に、本法令の第二七条に基づき正しく自己資本を保持する。

#### 第一二四条

第一一八条に基づく会社が本法令の施行日前に取得した、または所有する不動産に対し本法令の第三四条の規定を適用せず、その不動産の使用中止日または取得日から三年以内に本法令の第三四条に基づき売却しなければならない。ただし第一一八条に基づく会社が仏暦二五〇一年四月一四日より前に取得した、または所有していた不動産はその限りではない。

#### 第一二五条

本法令の施行日前または施行日に合法に就任していた第一一八条に基づく会社の取締役、マネージャー、従業員、経営責任者または顧問に対し、本法令の第三五条の規定を適用しない。

#### 第一二六条

保険証券に基づく保険契約者もしくは保険金受取人、または保険契約者の相続人が保険証券に基づき受け取る権利のある金銭で、本法令の施行日にその金銭の請求権の期限がすでに切れ、会社の占有下にあるものについて、会社は本法令の施行日から三か月以内に検査し、当該金銭を基金に納入する。

#### 第一二七条

本法令の施行日前または施行日に損害保険法に基づき損害保険事業の営業許可を取得していた第一一八条に基づく会社は、以下の要件下に、引き続きその許可書に基づき損害保険事業を営むことができる。

(一) 本法令の第二〇条及び第二七条に基づき登記官に預託しなければならない営業保証金並びに会社が保持する自己資本は、第一一八条に基づく会社が損害保険法に基づき預託及び保持しなければならない営業保証金及び自己資本と分離した営業保証金及び自己資本でなければならない。

(二) 損害保険事業の支出入は生命保険事業の支出入とは分離しなければならない。

(三) 大臣が本法令の第六四条に基づき生命保険事業の営業許可書を取り消した場合、大臣は

その第一一八条に基づく会社の損害保険事業の営業許可書を取り消したものとみなす。

第一段に基づく会社は損害保険法に基づく損害保険事業の営業許可書を申請するために新たに会社を設立する。このとき本法令の施行日から八年以内に第一一八条に基づく会社の損害保険事業部門の資産、負債、保険証券に基づく義務、従業員及び被雇用者をその新設会社に引き継ぐ。当該期間内に許可書取得申請のために会社を新設しない、または本条に違反している場合は、第一一八条に基づく会社の損害保険事業営業許可書は期限切れであるものとみなす。

#### 第一二八条

必要な事由がある場合、第一一八条に基づく会社が必要な事由を示して期間延長を求めた時、大臣は第一一九条、第一二一条、第一二二条及び第一二三条で定めた期間を延長する権限を有する。ただし当該期間延長は第一一九条、第一二一条、第一二二条及び第一二三条で定めた期間の終了日から二年以内でなければならない。

#### 第一二九条

仏暦二五一〇年生命保険法令に基づき生命保険エージェント許可書または生命保険ブローカー許可書を取得していた者は、本法令に基づく生命保険エージェント許可書または生命保険ブローカー許可書の取得者であるものとみなす。

#### 第一三〇条

仏暦二五一〇年生命保険法令に基づき生命保険エージェント許可書及び生命保険ブローカー許可書を同時に取得していた者は、本法令の施行日から二か月以内に登記官に対し、生命保険エージェントまたは生命保険ブローカーとしてのいずれかの行為の中止を届け出る。当該期限までに届け出なかった場合、当該期限日からその者の生命保険ブローカーとしての許可書の期限は切れたものとみなす。

#### 第一三一条

本法令の施行日前または施行日に施行中の省令、布告もしくは要件は、本法令に基づく省令、布告もしくは要件が施行されるまで、本法令の規定に反しない限りにおいて施行を継続することができる。

\*手数料レート（注／二〇〇八年に改定。実際のレートはこれを上回らない範囲で省令で規定）

- (一) 生命保険営業許可書申請 40万バーツ
- (二) 生命保険営業許可書 400万バーツ
- (三) 会社管理の場合の生命保険営業許可書 20万バーツ
- (四) 支店開設許可書 8万バーツ
- (五) 本店または支店の移転許可 2万バーツ



- (六) 生命保険エージェントまたは生命保険ブローカー許可書申請のための知識試験申し込み料 400パーツ
- (七) 生命保険エージェント許可書 800パーツ
- (八) 法人に対する生命保険ブローカー許可書 4万パーツ
- (九) 自然人に対する生命保険ブローカー許可書 800パーツ
- (一〇) 保険数理士許可書申請 500パーツ
- (一一) 保険数理士許可書 2万パーツ
- (一二) 全種類の許可書の代用書 400パーツ
- (一三) 生命保険事業の年次手数料 20万パーツ
- (一四) 生命保険エージェント許可書の一年延長 400パーツ
- (一五) 生命保険エージェント許可書の五年延長 2000パーツ
- (一六) 法人に対する生命保険ブローカー許可書の一年延長 1万2000パーツ
- (一七) 法人に対する生命保険ブローカー許可書の五年延長 6万パーツ
- (一八) 自然人に対する生命保険ブローカー許可書の一年延長 400パーツ
- (一九) 自然人に対する生命保険ブローカー許可書の五年延長 2000パーツ
- (二〇) 保険数理士の許可書延長 1万2000パーツ
- (二一) 書類閲覧申請 1回につき100パーツ
- (二二) 書類謄本作成または証明 1枚につき100パーツ
- (二三) 保険証券、保険証券の構成書類または末尾書類の書式及び内容の承認申請 一書式につき4000パーツ
- (二四) 保険料率規定承認申請 一書式につき4000パーツ

(おわり)